

第2号様式【事後審査型】

入札公告

本場厩舎新築工事に関する一般競争入札公告

本場厩舎新築工事について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条の規定により公告します。

令和7年5月9日

岐阜県地方競馬組合
管理者 大森 康宏

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事番号 推工第4号
工事名 本場厩舎新築工事
- (2) 工事場所 岐阜県羽島郡笠松町若葉町 地内
- (3) 工事概要 厩舎及び屋外トイレ等に係る建築工事一式
上記に伴う電気設備、機械設備工事を含む
※建物概要
- | | | | | |
|---------|----------|------|---------|----|
| (新築) 厩 | 舎：木造2階建て | 延べ面積 | 365.18㎡ | 1棟 |
| | 木造2階建て | 延べ面積 | 454.62㎡ | 4棟 |
| 住戸付厩舎 | ：木造2階建て | 延べ面積 | 715.47㎡ | 2棟 |
| 屋外WC棟 | ：プレハブ | 延べ面積 | 9.99㎡ | 1棟 |
| 警備員待機所 | ：木造平屋建て | 延べ面積 | 19.87㎡ | 1棟 |
| 守衛室 | ：プレハブ | 延べ面積 | 3.53㎡ | 2棟 |
| ガードマン詰所 | ：プレハブ | 延べ面積 | 1.25㎡ | 1棟 |
- (4) 工期 契約日から令和8年6月30日まで
- (5) 予定価格 非公表
- (6) 低入札価格調査制度 無
- (7) 最低制限価格制度 無

2 入札参加資格

本工事は、単体又は2者での特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による一般競争入札とする。入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。なお、特に断りのない限り、入札参加資格は当該工事における入札参加申請書の提出期限日（以下「申請期限日」という。）時点とする。

入札参加資格に関する事項

1. 単体にて入札に参加する者に必要な資格は、次のとおり。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建築工事）に登載され、Aランク総合点数950点以上の者であること。
- (3) 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成13年4月1日工検第12号）又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置（以下「参加資格停止措置」という。）を、申請期限日から当該業務の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の特定又は一般（建築工事業）の許可を受けており、かつ申請期限日までに5年以上の営業若しくは同等の実績があること。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。
- ①資本関係
以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号。以下「会

社法」という。)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

- ア 親会社(会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。)を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (6) 本工事に従事する主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)は、申請期限日以前に3カ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3カ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

- (7) 監理技術者及び特例監理技術者にあつては、建設業法第3条の特定又は一般(建築工事業)の許可業種の監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受講したものであること(ただし、元請工事における下請合計金額が4,500万円以上(建築一式工事にあつては7,000万円以上)の場合のみとする。)

- (8) 特例監理技術者を配置する場合は、以下のアからウの要件を満たさなければならない。

- ア 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- イ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ウ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

- (9) 平成21年度以降申請期限日までに、元請負として、完成引渡しの済んでいる以下の工事を施工した実績を有すること。

・完成引渡しの済んでいる建築物であつて、規模が延べ面積200㎡以上の建築一式工事(新築又は増築に限る。)

- (10) 本工事に従事する主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、次の基準(ア及びイ)を満たし、かつ、契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日(令和7年7月10日)には、主任技術者及び監理技術者にあつては専任で配置できる者であることとし、特例監理技術者を配置する場合にあつては、監理技術者補佐を専任で配置すること。

ア 一級建築士又は1級建築施工管理技士、若しくはそれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 平成21年度以降申請期限日までに、元請負として、完成引渡しの済んでいる規模が200㎡以上建築物の建築一式工事(新築又は増築に限る。)の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。

※ただし、請負代金が8,000万円未満の場合は専任を求めないものとする。

- (11) 岐阜県内に本店が所在すること。

2. 共同企業体にて入札に参加する場合、結成は2者の構成員による自主結成とし、入札参加に必要な資格は、次のとおり。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿(建築工事)に登載され、代表構成員(その出資比率が構成員のうち最大である者をいう。以下同じ)Aランク950点以上、その他構成員Aランク790点以上の者

であること。

- (3) 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成 13 年 4 月 1 日工検第 12 号）又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置（以下「参加資格停止措置」という。）を、申請期限日から当該業務の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の特定又は一般（建築工事業）の許可を受けており、かつ申請期限日までに 5 年以上の営業若しくは同等の実績があること。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。
- ①資本関係
- 以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下「会社法」という。）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。
- ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ②人的関係
- 以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第 67 条の管財人及び民事再生法第 64 条の管財人をいう。）を現に兼ねている場合
- ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (6) 本工事に従事する主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）は、申請期限日以前に 3 カ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。
- ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3 カ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。
- (7) 監理技術者及び特例監理技術者にあつては、建設業法第 3 条の特定又は一般（建築工事業）の許可業種の監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受講したものであること（ただし、元請工事における下請合計金額が 4,500 万円以上（建築一式工事にあつては 7,000 万円以上）の場合のみとする。）。
- (8) 特例監理技術者を配置する場合は、以下のアからウの要件を満たさなければならない。
- ア 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- イ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ウ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (9) 代表構成員は平成 21 年度以降申請期限日までに、元請負として、完成引渡しの済んでいる以下の工事を施工した実績を有すること。
- ・完成引渡しの済んでいる建築物であつて、規模が延べ面積 200 ㎡以上の建築一式工事（新築又は増築に限る。）。
- (10) 本工事に従事する代表構成員の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、次の基準（ア及びイ）を満たし、かつ、契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和 7 年 7 月 1 0 日）には、主任技術者及び監理技術者にあつては専任で配置できる者であることとし、特例監理技術者を配置する場合にあつては、監理技術者補佐を専任で配置すること。
- ア 一級建築士又は 1 級建築施工管理技士、若しくはそれと同等以上の資格を有する者である

こと。

イ 平成 21 年度以降申請期限日までに、元請負として、完成引渡しの済んでいる規模が 200 m²以上建築物の建築一式工事（新築又は増築に限る。）の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。

※ただし、請負代金が 8,000 万円未満の場合は専任を求めないものとする。

(11) 共同企業体の構成員のうち 1 者は、岐阜県建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている本店を県内に有する者であること。

(12) 構成員の出資比率は 40%以上であること。

3 入札参加の申請に関する事項

(1) 当該業務に入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札説明書の入札参加申請書（様式 1）に必要事項を記入のうえ、申請期限日までに提出すること。

(2) 入札参加申請書を申請期限日までに提出しない入札参加希望者は、当該入札に参加できない。

(3) 入札参加希望者は、入札参加通知書による通知を受けなければならない。

(4) 申請期限日までに提出された申請書において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることがある。

(5) 申請書は、次のアからオのとおり取り扱うものとする。

ア 入札公告に定める様式により作成すること。

イ 作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。

ウ 入札参加の申請以外に使用しないこと。

エ 入札参加希望者に返却しないこと。

オ 申請期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

4 設計図面及び仕様書等の質問・回答に関する事項

(1) 入札参加希望者は、設計図面及び仕様書等に関する質問がある場合、岐阜県地方競馬組合管理者（以下「管理者」という。）が定める提出期間内に、質問書（様式は自由）を提出すること。（提出方法は、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかとする。）

(2) 管理者は、入札参加希望者から質問書の提出があった場合、質問書に対する回答書を岐阜県地方競馬組合（以下「組合」という。）ホームページ上（<https://www.kasamatsu-keiba.com/>）へ公表により回答する。

5 入札執行に関する事項

(1) 入札は、3において入札参加通知を受けた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）を対象として行う。

入札参加者は入札参加通知書の写しとともに入札書等（入札書及び入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書をいう。以下同じ。入札書は入札説明書の様式 3）を開札時に持参すること（代理人が入札する場合は、入札説明書の様式 2 を持参すること。）。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届（入札説明書の様式 4）を持参すること。

(2) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 積算内訳書は、設計図書における仕様書に基づき作成することを原則とするが、入札参加者が所有する積算ソフト等の出力によることも可とする。ただし、記載内容は最低限、数量、単価及び金額等を明らかにすることとし、積算内訳書が次のアからオのいずれかに該当する場合は、無効とすることがある。

ア 内訳書の合計金額と入札額が一致していないもの

イ 記載すべき項目を満たしていないもの

ウ 一括値引きがあるもの

エ 端数調整・処理されているもの

オ その他不備があるもの

(4) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者等（入札参加者又はその代理人をいう。以下同じ。）の立ち会いの上行う。

(5) 管理者が、適正な入札執行の確保が必要と判断した場合には、入札書等を抽選により選定することがある。この場合において、選定する入札書等の数は、管理者が抽選の際に示す。

(6) 次のアからクに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。

イ 入札参加者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。

ウ 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。

エ 入札に関し談合等の不正行為があったとき。

オ 入札書に記名押印がないとき。

カ 入札書の記載事項の確認ができないとき。

キ 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。

ク その他管理者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

- (7) 落札候補者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。ただし、再度入札は1回のみとする。
- (8) 落札候補者の決定は、次のア、イのとおりとする。
 - ア 会計規則第111条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札価格の最も低い者を落札候補者とする。
 - イ 落札候補者が2人以上ある場合は、くじによって落札候補者を決定する。なお、この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
- (9) 入札書等は、次のアからエのとおり取り扱うものとする。
 - ア 作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とすること。
 - イ 入札執行以外の用途に使用しないこと。
 - ウ 入札参加者に返却しないこと。
 - エ 入札書等の差し替え又は再提出又は撤回を認めないこと。
- (10) その他入札の執行については、施行令及び会計規則に定めるところによる。

6 入札参加資格の確認に関する事項

- (1) 開札の結果、落札候補者となった入札参加者は、入札参加資格の確認を行うので、管理者が指示した提出期限日までに、確認資料（入札説明書の入札参加資格確認申請書（様式1-2）及び附属書類をいう。以下同じ。）を持参すること。なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合等には、次順位者を落札候補者とするため、管理者が別途指示した提出期限日までに確認資料を持参すること。
- (2) 落札候補者が、確認資料のうちの全部又はいずれかの書類を提出期限日までに提出しない場合又は提出期限日までに提出された確認資料において入札参加資格を満たしていない場合は、無効とする。また、提出期限日までに提出された確認資料において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることがある。
- (3) 確認資料は、次のアからオのとおり取り扱うものとする。
 - ア 入札公告等に定める様式がある場合は、その様式により作成すること。
 - イ 作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とすること。
 - ウ 入札参加資格の確認以外に使用しないこと。
 - エ 落札候補者に返却しないこと。
 - オ 原則として提出期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

7 落札者決定及び契約に関する事項

- (1) 落札者を決定した時は、入札参加者に落札者決定通知書を通知する。
- (2) 落札者が、落札決定通知書を受けた日から、原則として1週間以内に契約（仮契約を含む。）を締結しないときは、その落札は無効とする。
- (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐を当該工事の現場に配置すること。ただし、何らかの理由により、2において示す現場施工に着手する日までに、確認資料に記載した配置予定の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐を配置できなくなった場合は、当該工事の入札参加資格を満たす他の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐を配置すること。
なお、2において示す現場施工に着手する日までに、当該工事の入札参加資格を満たす他の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐を配置できない場合は、落札者決定の取消又は契約の解除とともに、参加資格停止措置となる。
- (4) 本契約の締結に際し、岐阜県地方競馬組合議会の議決を必要とするため、落札後に仮契約を行い、議決後に本契約を締結する。ただし、仮契約後であっても、議決等の状況によって本契約を締結しないことがある。
- (5) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 入札保証金及び契約保証金は、規則第114条各号に該当するときは、免除する。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6及び同法第198条に規定する違反行為が認められた場合は、違約金として請負金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。

8 その他

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、管理者が入札又は開札等を行うことができないと判断したときは、これを延期又は中止する。この場合における費用は、入札参加希望者、入札参加者及び落札候補者の負担とする。
- (2) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
また、談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は原則として改めて公告をして、入札を行うものとする。
- (3) 落札者が、当該業務の本契約締結の日までに、暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しない。また、契約後に暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、原則として契約を解除する。
- (4) 入札参加資格のない者及び会計規則第130条各号に該当する者の入札があった場合には、その入札を無効とする。
また、無効な入札を行った者は再度入札に参加できず、無効な入札を行った者を落札者とした場合は、その落札決定を取り消す。
- (5) 申請書、入札書等又は確認資料に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格停止措置となる。

(6) その他不明な点は、担当課に照会すること。

9 担当課

区分	担当課	電話番号	住所
担当課	岐阜県地方競馬組合 再整備推進課	058-388-4955	〒501-6191 岐阜県羽島郡笠松町若葉町12番地

10 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
入札説明書、設計図書の閲覧・配布	令和7年 5月 9日(金) 午後0時から 令和7年 6月 5日(木) 午前10時まで	ホームページ上に公表
質問の受付	令和7年 5月 9日(金) 午後0時から 令和7年 5月 27日(火) 午後4時まで	担当課まで持参等
回答書の閲覧	令和7年 5月 29日(木) 午前9時から 令和7年 6月 5日(木) 午前10時まで	ホームページ上に公表
入札参加申請	令和7年 5月 9日(金) 午後0時から 令和7年 5月 23日(金) 午後4時まで	担当課まで持参
入札参加通知書の通知	令和7年 5月 27日(火) まで	郵送による
入札書等の提出受付及び開札	令和7年 6月 5日(木) 午前10時から	岐阜県地方競馬組合 第一会議室
確認資料の提出 (落札候補者のみ)	令和7年 6月 6日(金) 午前9時から 令和7年 6月 9日(月) 午後4時まで	担当課まで持参
苦情申立て	入札参加通知書又は入札参加資格不適合通知書の通知日から起算して7日以内(組合の休日を含まない。)	担当課まで持参 書面(様式は自由)
苦情申立てに対する回答	苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日以内(組合の休日を含まない。)	書面により回答
入札結果の公表	落札決定した日	ホームページ上に公表

11 手続等に必要提出書類

手続等	必要な提出書類
1) 入札参加の申請書提出時	・様式1(入札説明書) 入札参加申請書
2) 入札書等の提出時	・様式3(入札説明書) 入札書 ・様式2(入札説明書) 委任状 ・入札参加通知書の写し ・積算内訳書
3) 確認資料の提出時 (落札候補者のみ)	・様式1-2(入札説明書) 入札参加資格確認申請書(落札候補者用) 以下、附属書類 ・別記様式1 工事施工実績調べ ・別記様式2 配置予定技術者名簿(主任技術者、監理技術者、特例監理技術者用) ・別記様式2-2 配置予定技術者名簿(監理技術者補佐用)(特例監理技術者を配置する場合のみ) ・別記様式3 経営事項審査及び営業所の状況 ・各種証明書類(契約書の写し、技術者の資格証明書の写し等)